



## テレヘルスについてのIBLCEの助言的 意見

### 背景

IBLCE®では、特に新型コロナウイルス（COVID-19）の観点から、テレヘルス（遠隔医療）を介したラクテーション・コンサルティングサービスの提供や、テレヘルスでのIBCLCの慣習と一致したサービスの提供可否についてお問い合わせを受けています。

業務指導資料には、[\*Scope of Practice for International Board Certified Lactation Consultant® \(IBCLC®\) Certificants\*](#)（国際認定ラクテーション・コンサルタントの業務範囲、2018年12月12日配布および発効）、[\*Code of Professional Conduct for IBCLCs\*](#)（IBCLCの職務行動規範、2011年11月1日発効、2015年9月更新）、ならびに[\*Clinical Competencies for the Practice of International Board Certified Lactation Consultants \(IBCLCs\)\*](#)（国際認定ラクテーション・コンサルタントの業務の臨床能力、2018年12月12日配布および発効）があります。認定評議会の重要な事項に関する一般的な慣行として、IBLCEよりこの件についての助言的意見を発表します。この助言的意見は、テレヘルスに関連する専門的な業務について、IBCLCに指導を提供することを意図しています。

### IBCLC業務指導資料

[\*Scope of Practice for International Board Certified Lactation Consultant® \(IBCLC®\) Certificants\*](#)（国際認定ラクテーション・コンサルタントの業務範囲、2018年12月12日配布および発効）

国際認定ラクテーション・コンサルタントは、*IBCLCの業務範囲*内で活動する必要があります。この業務範囲は、IBCLCが自らが受けた教育や、IBCLCの認定を管轄する組織が有資格者に付与する権限に基づいて従事できる活動を定義しています。IBCLCの業務範囲内で活動する目的は、すべてのIBCLCが安全かつ適切な、根拠に基づくケアの提供を保証することにより、公衆を保護することです。*IBCLCの業務範囲*は、IBCLCが業務を行うすべての国または環境に適用されます。

[Code of Professional Conduct for IBCLCs](#) (IBCLCの職務行動規範、2011年11月1日発効、2015年9月更新)

IBCLCはクライアントの利益を保護し、公衆の信頼の根拠となるために職務行動規範 (CPC) と一貫して行動する責任を個人的に負います。CPCは、IBCLCおよび公衆の両者に受容しうる最低限の水準を示すものです。

CPCは2.4項に従い、すべてのIBCLCがラクテーション・コンサルタントの活動を規制する法律など、すべての適用法に従うことを明確に規定しています。

[Clinical Competencies for the Practice of International Board Certified Lactation Consultants \(IBCLCs\)](#) (国際認定ラクテーション・コンサルタントの業務における臨床能力、2018年12月12日配布および発効)

臨床能力には、IBCLCの業務の部分である責任と活動が含まれています。これらの臨床能力の目的は、IBCLCが安全で適切な、根拠に基づいたケアを提供できる領域を公衆に知らせることです。この臨床能力は、IBCLCが業務を行うすべての国や環境で適用されます。IBCLCは、自身が受けたトレーニング、専門技術、文化、環境の範囲内で業務を行うものとします。

## 定義

世界保健機関 (WHO) は、[テレヘルス](#)を次のように定義しています。

「テレヘルスとは、テレコミュニケーションと仮想テクノロジーの使用を伴い、従来のヘルスケア施設の外でヘルスケアを提供するものです。テレヘルスは、必要なものは通信へのアクセスのみで、『eヘルス』の最も基本的な要素であり、幅広い情報通信技術 (ICT) を使用します」

IBLCEは、本助言的意見の適用上、WHOのテレヘルスの定義を使用します。

## 助言的意見

テレヘルスに関しては、上記のIBLCE指導資料では明示的な記載はありません。IBCLCの業務範囲では、IBCLEの有資格者が「それぞれの地政学的地域または環境における法的枠組みの中で働く」ことにより、IBCLCの専門性の水準を守る義務があることを明記しています。

テレヘルスは特定の国または管轄区域で従事者に業務が許可された場合に限り、

IBCLCにとって利用可能となるオプションです。現在、122の国と地域にIBCLCが存在しており、IBLCEの有資格者が所在するすべての国または管轄区域の法律を確認することは現実的ではなく、また、さまざまな国や管轄区域の法律や規制が変化する可能性があるため、IBLCEはテレヘルスの許容性について包括的な声明を出すことができません。

しかしながら、IBCLCの業務管轄でテレヘルスが許可されている場合、テレヘルスは実行可能なオプションです。IBCLCは、自身の特定の管轄区域の法律や規制に加えて、テレヘルスを介したラクテーション・コンサルティングサービスの提供をこれらの各業務指導資料の主要な規定とどのように一致させるかを特に検討する必要があり、これにはプライバシー、機密性、セキュリティ、判断、関連技術の実証および評価、クライアントへの根拠に基づく情報の提供、および他の医療提供者との適切な協働または紹介が含まれます。職務行動規範の基本方針3.2にも特別な配慮が必要です。この内容は次の通りです。

「母親自身および子どもの代理人としての母親の同意をあらかじめ文書で得た場合を除き、いかなる目的であったとしても、母親や子どもの写真を撮ったり、録音・録画をしたりしない。」